

追手門学院大学アジア学会会則

1986年1月16日
制定

(名称)

第1条 本会は、追手門学院大学アジア学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、学術の発展に寄与し、会員の研究の振興および相互の交流をはかることを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、追手門学院大学国際教養学部アジア学科(以下、アジア学科と記す。)内に置く。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 機関誌「アジア学科年報」の発行。
- (2) 研究会および講演会の開催。
- (3) その他、本会の目的の達成に必要な事業。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもつて構成する。

- (1) 正会員 アジア学科の全専任教員。
- (2) 学生会員
 - (イ) アジア学科所属の全学生。
 - (ロ) 追手門学院大学大学院文学研究科中国文化専攻の大学院生。
 - (ハ) 上記に準じる資格を有し、幹事会が入会を認めた者。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、幹事会が入会を認めた者。

第6条 会員は、本会の諸事業に参加し、機関誌「アジア学科年報」の配布をうける。

(役員・運営)

第7条 本会の役員として、会長1名、会務担当幹事若干名を置く。

第8条 本会の正会員の全員をもつて幹事会を構成し、本会の最高の意思決定機関とする。

第9条 会長は、アジア学科の学科長がこれを兼ねる。

第10条 会務担当幹事は、幹事会の互選により、正会員の中から選出する。任期は1年とし、再任をさまたげない。

(会計)

第11条 本会の経費は、追手門学院大学より配分された予算及び寄付金をもつてあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第12条 会務担当幹事は、幹事会に年一度、会計報告を行う。

(総会)

第13条 幹事会の定めるところにより、重要事項の報告のために、総会を開くことができる。

(会則の改正)

第14条 会則の改正は、幹事会の議決による。

附 則

本会則は、1986年1月16日より施行する。

附 則

本会則は、1990年11月1日より施行する。

附 則

本会則は、1991年11月11日より施行する。

附 則

本会則は、1997年3月12日より施行する。

附 則
本会則は、1998年4月1日より施行する。

附 則
本会則は、2000年6月1日より施行する。

附 則
本会則は、2007年4月1日より施行する。

附 則
本会則は、2014年4月1日より施行する。

附 則
本会則は、2014年12月1日より施行する。